中間年評価(第5期対策)の目的と方法

1. 制度上の位置づけ

- ○中山間地域等直接支払交付金実施要領 第2条2項(3)において、 交付金の交付に当たっては、中立的な第三者機関を設置し、実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、基準等について不断の見直しを行っていくことが必要
- ○また、同要領 第13条において、交付金の評価は中間年評価、最終年評価とし、
 - ・市町は、集落等の取組状況を評価し、その結果を県へ報告
 - ・県は、市町からの報告内容を第三者機関で検討し、評価するとともにその結果を国へ報告

2. 中間年評価の趣旨

- ○協定活動の実施状況や目標達成見込みの点検
- ○集落協定や廃止協定、未実施協定を対象としアンケート調査により、制度の効果・課題、 中山間地域の現状を把握すること

3. 評価方針

○協定における取組状況等について、集落、市町、県、国の各段階で実施

中間年評価の流れ

R4年

7月末

予定

集落段階

自己評価

集落協定

個別協定

アンケート調査

集落協定

個別協定

廃止協定

未実施集落

取組期間:R4.6月~7月(予定)

- ① 市町村による協定代表者等 に対する自己評価書、ア ンケート調査票の配布
- ② 協定代表者等による自己評価書、アンケート調査票への記入、市町村への報告(報告期限は市町村が設定)

市町村

中間年評価書

評価

協定毎に 総合評価

推進体制の 自己評価

R4年

11月末 予定

アンケート調査

市町村

集落段階の アンケート 取りまとめ

協定に対する 指導・助言

取組期間: R4.8月~11月(予定)

- ① 推進体制の自己評価、アンケート調査票への記入
- ② 集落協定等の総合評価
- ③ 集落段階のアンケート調査票 の確認、取りまとめ
- ④ 中間年評価書の作成
- ⑤ 中間年評価書を都道府県に報告(報告期限は都道府県が設定)
- ⑥ 評価結果に「△」が付された 集落協定等に対する指導・助言

都道府県(第三者委員会)

中間年評価書

評価

推進体制の 自己評価

市町村の 中間年評価書を評価

> アンケート 取りまとめ

市町村の中間年評価書 及びアンケート の分析

R5年2月までに実施

第三者委員会による 評価

取組期間:R4.12月~R5.2月(予定)

- ① 推進体制の自己評価を記入
- ② 市町村中間年評価書の評価
- ③ アンケート調査票の確認、取りまとめ
- ④ 中間年評価書(案)の作成
- ⑤ 第三者委員会において中間年評 価書を評価
- ⑥ 中間年評価書を国に報告及び公表

国(第三者委員会)

中間年評価の分析

アンケート調査の分析

センサスを活用した効果分析

取組事例の分析

R5年

2月末

予定

R5年8月末までに実施

第三者委員会による評価

取組期間:R3年度~R5.8月

..........

- ① 中間年評価の分析
- ② アンケート調査結果の分析
- ③ センサス調査結果を活用した効果分析
- ④ 取組事例の分析
- ⑤ 中間年評価結果(案)の作成
- ⑥ 第三者委員会において中間年評価結果を 評価
- ⑦ 中間年評価結果を公表